

「毎日漬け物ばかり」「肉類替えない」

～1月11日、生活保護裁判 基準切り下げの影響調査

1月11日、生活保護裁判（いのちのとりで裁判）が開かれました。弁護団は新たな準備書面を提出しました。それは、生活保護基準の切り下げでどのような影響が及ぼされたかを、原告のアンケート結果に基づいて、日本福祉大学の山田壮志郎准教授が分析を加えた意見書です。

山田准教授は、基準引き下げが、従前から被保護世帯が低位な水準に置かれていた「健康で文化的な」生活を、ますます後退させたのみならず、従前は被保護世帯にもある程度保障されていた「最低限度の生活」すら切り崩す結果をもたらしたと指摘しています。

また、アンケート自由記載欄には、「毎日漬け物ばかり食べる。」「肉類がほとんど替えない。」などと、食事の質の低下に言及する回答が全体の過半数を占めています。

昨年の基準切り下げに対して、不服審査請求を行った方が和歌山県で27人、全国で6千人をこえました。また、この日、裁判所に署名が提出され、これまでに、4,177筆分が提出されました。

次回裁判は、3月15日（金）午前11時です。



★「健康権」国際条約を武器に

社保協近畿ブロック懇談会、井口神戸大学准教授が講演

1月14日、社保協近畿ブロックの懇談会が開催され、各県から23人が出席しました。和歌山県からは2人が出席しました。記念講演で、神戸大学井口克郎准教授が「健康権」をテーマにお話されました。井口准教授は兵庫県における生活保護裁判にも関わっておられ、大学では介護保険を主に研究されているということです。

井口准教授は、国際条約を武器に、社会保障制度の再構築をはかることを訴えました。人権規約第1規約は日本政府も批准しており、そこには、「すべての者が到達可能な最高水準の健康を享受する権利を持つ」とかかっている、自己決定権や受給する権利がうたわれ、対象とする範囲は、健康を害する原因と考えられる、労働のあり方、住居、教育、環境等と広くとらえられています。ここからすると、医療費で窓口負担を求めるのは「受給する権利」を侵害するもので違反となります。生活保護裁判の大阪高裁判決でも引用されているそうです。生活保護削減に対しては国連から日本政府に対して警告が出されているそうです。



対象とする範囲は、健康を害する原因と考えられる、労働のあり方、住居、教育、環境等と広くとらえられています。ここからすると、医療費で窓口負担を求めるのは「受給する権利」を侵害するもので違反となります。生活保護裁判の大阪高裁判決でも引用されているそうです。生活保護削減に対しては国連から日本政府に対して警告が出されているそうです。

◆25条署名活動にご参加下さい。

日時 1月25日（金）12時15分より JR和歌山駅前にて